



重層的支援体制整備事業の実施について

<1 事業概要・目的>

市全体で包括的な支援体制の構築を進めることを目指し、これまで縦割りとなっていた相談支援や居場所づくりにおいて、分野、属性を問わない相談支援等を一体的に実施することによって、市民一人ひとりが安心して暮らすことができる持続可能なまちづくりを推進する。

<2 重層的支援体制整備事業とは>

8050問題 育児と介護のダブルケア 引きこもり ヤングケアラー etc…

支援のしづらさ

個人や世帯全体が孤立している状態など、複雑で複合的な福祉課題に対して、従来の支援体制（縦割りの制度や組織）ではケアしきれないケースが発生しており、必要な支援が届いていない現状がある。

重層的支援体制整備事業とは、「支援のしづらさ」を少しでも改善し、制度の狭間で孤立し「生きづらさ」を抱える地域住民の生活を支援するものであり、令和2年7月の社会福祉法（以下「法」という。）の改正に伴い、法第106条の4に「重層的支援体制整備事業」の実施について規定された。

■具体的には、次の5つの取組を一体的に実施することである。

①包括的相談支援事業	本人・世帯の属性や相談内容等にかかわらず、相談を広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解決に向けて支援を行う。
②参加支援事業	本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援など社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。
③地域づくりに向けた支援	地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や活躍の機会、居場所の整備等を行う。また、必要な資源の開発やネットワーク構築等を行う。
④多機関協働による支援	単独の支援機関では対応が難しい相談に対し、相談支援機関の抱える課題の把握、各支援機関の役割分担、支援の方向性の整理、進捗状況の管理等、支援全体の調整を行う。
⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援	必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、継続的に寄り添いながら、本人との信頼関係の構築やつながりづくりを行う。

<4 市における現状と課題>

重層的支援体制整備事業では、**【地域福祉コーディネーター】**を活用することで、複雑で複合的な福祉課題に対応することを想定している。

※【地域福祉コーディネーター】とは

制度の狭間にある課題や複雑な課題を持つ方など、日ごろの生活の悩みや心配のある方からの相談に応じ、福祉課題の解決を図ることや、地域で困っている人を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行い、**重層的支援体制整備事業の中心的な役割を担う事が期待されている。**

【現状】

- 介護、障害、子育て、生活困窮の各分野別の相談窓口・相談機関で福祉に係る相談を受け止めている。地域で起こる複雑で複合的な福祉課題についても、相談を受け止めた相談窓口・相談機関が中心となり、他の相談窓口・相談機関と連携しながら対応している。
- 地域福祉コーディネーターの養成及び配置を行っていない。

【課題】

- 今後、複雑で複合的な福祉課題は増加することが予想され、従来の支援体制ではケアしきれない「制度の狭間に落ちた」ケースに対して必要な支援が届かなくなる可能性がある。
- 重層的支援体制整備事業の中心的役割を担う事が期待される地域福祉コーディネーターの配置場所や育成方法について検討する必要がある。

<5 実施スケジュール>

令和8年度に重層的支援体制整備事業の実施を目指し、重層的支援体制整備事業実施（準備）計画を策定する。当該計画に基づき、令和5年度から令和7年度は重層的支援体制整備事業移行準備事業として、段階的に準備を進めるものとする。

年度	内容
令和5年度	・重層的支援体制整備事業 移行準備事業の実施（1年目） ■実施：【①包括的相談支援事業】（主に地域福祉コーディネーターの配置・育成）
令和6年度	・重層的支援体制整備事業 移行準備事業の実施（2年目） ■実施：【①包括的相談支援事業】 【④多機関協働による支援】 【⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援】
令和7年度	・第7期福生市地域福祉計画の策定に合わせて、重層的支援体制整備事業計画の策定 ・重層的支援体制整備事業 移行準備事業の実施（3年目） ■実施：【①包括的相談支援事業】 【②参加支援事業】 【③地域づくりに向けた支援】 【④多機関協働による支援】 【⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援】
令和8年度	・重層的支援体制整備事業の実施

<3 都内26市の状況>

■「重層的支援体制整備事業移行準備事業」 市町村実施状況（令和4年度国資料より）
【10自治体】

三鷹市 青梅市 調布市 町田市 小金井市 小平市 日野市 国分寺市
国立市 多摩市

■「重層的支援体制整備事業」 実施市町村（令和4年度国資料より）
【4自治体】

八王子市 立川市 狛江市 西東京市

※「重層的支援体制整備事業移行準備事業」とは

国では、重層的支援体制整備事業の実施を希望する市町村が円滑に移行できるよう、各相談支援機関等との連携体制の構築をはじめ、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続支援、参加支援の本格実施に向けた準備及び試行的取組に必要な経費を補助する事業（期間は最長3年）である。